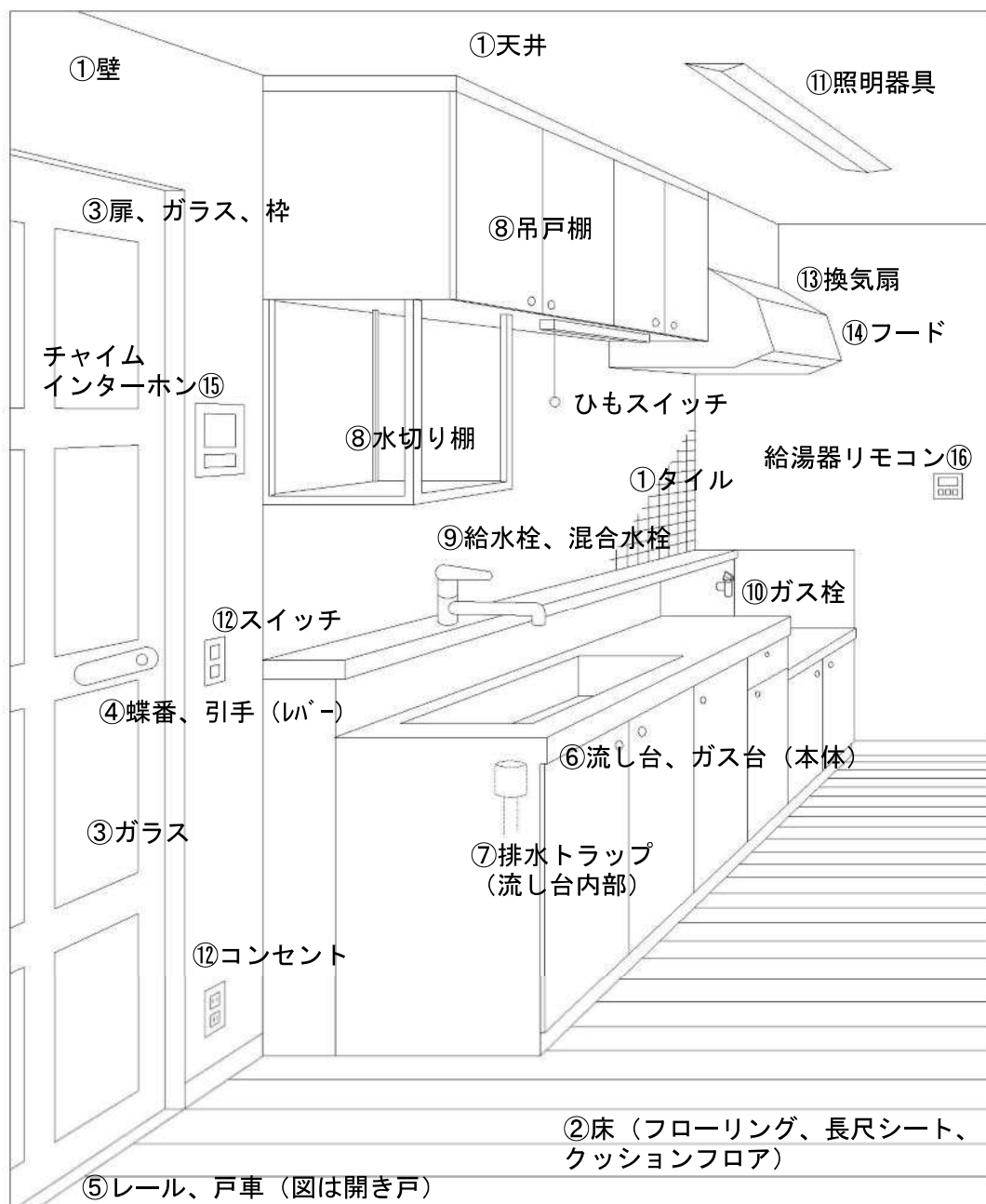


(3) キッチン



県に負担区分がある項目についても、入居者の故意・過失によるもの、住宅の使用に支障のないもの、入居者にて設置した設備機器等の損耗等については入居者にて修繕等をお願いします。

例：機器等の経年変化による変色（損耗）、日常的な清掃を怠ったことによる換気扇類の汚損や破損、異物を流したことによる詰まりや腐食・変色

修繕する項目		負担区分		備考
		県	入居者	
天井・壁	①塗装、クロス ①下地 ①タイル部分	○ ○	○	
床	②フローリング、長尺シート、クッションフロア ②下地	○ ○		部分的なキズ・剥がれ等を除く
木製建具 (居室ドア) トイレドア 洗面ドア	③扉、ガラス、枠 ④蝶番、引手、その他付属品 ⑤レール、戸車	○ ○ ○		
流し台	⑥流し台、ガス台(本体) ⑥流し台、ガス台の戸 ⑦排水トラップ ⑧水切り棚、吊戸棚の戸、吊戸棚の棚板 ⑨給水栓、混合水栓 ⑨水栓のパッキン、コマ ⑩ガス栓 ⑩ガスホース	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	調整含む 調整含む
電気	⑪照明器具(県が取付けたもの) ⑪電球、蛍光管、グローランプ ⑫スイッチ、コンセント ⑬換気扇(県が取付けたもの) ⑬換気扇フィルター ⑭フード ⑮チャイム、インターホン(県が取付けたもの) ⑯給湯器リモコン	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	ひもスイッチは入居者負担

※ 結露によるカビ等の除去・清掃は入居者の負担となります。

※ 排水管の詰まり解消は入居者の負担となります。